



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 16 日(火)  
号外第 1 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (69) (職員課) . . . . . 6
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正 する条例 (70) (税務課) . . . . . 7
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (71) (〃) . . . . . 13
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (72) (指導管理課) . . . . . 15
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (73) (分権自治推進課) . . . . . 16
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (74) (障害福祉課) . . . . . 18
	都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例 (75) (景観まちづくり課) . . . . . 25

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給の調整に係る取扱いが改められたことから、本県においても同様の措置を講ずる。

2 条例の概要

- (1) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、給料の号給を調整することができるものとする。(現行 育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして調整)
- (2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規定は、平成19年8月1日(国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正の施行日)から適用する。
- (3) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

地方公務員の育児休業については、国家公務員の給与の取扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与の取扱いに関する措置を講じなければならないとされている。(地方公務員の育児休業等に関する法律第8条)

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域による主体的かつ計画的な企業立地の促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とする企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「法」という。)が施行され、法に定める要件に従い不動産取得税の課税免除等を行った場合には、地方交付税による減収補てん措置が講じられることとなった。
- (2) (1)にかんがみ、企業立地を行おうとする事業者が取得した法に規定する特定事業のための施設(以下「対象施設」という。)について不動産取得税を課税免除することにより、県内産業の振興及び雇用の創出を支援する。

2 条例の概要

(1) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正

ア イの要件を満たす対象施設を、法の規定による基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年内に設置した事業者については、次に掲げる家屋又は土地の取得(同意日以後の取得に限る。)については、不動産取得税を課さない。

(ア) 当該対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)の取得

(イ) (ア)の家屋の敷地である土地の取得(当該取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)

イ 課税免除の対象業種及び適用要件

業 種	対象施設の用に供する家屋、土地等の取得価額の合計額
製造業	5億円超
情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所	3億円超

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県税条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成20年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について、産業廃棄物処分場税を課している。
- (2) この税の目的、引き続き施策を実施する必要性等にかんがみ、(1)の適用期間を延長する。
- (3) 狩猟者の登録を受ける者が、県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合に適用する狩猟税の税率を規定する。
- (4) 県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が狩猟税を納付する場合の取扱いを規定する。

##### 2 条例の概要

- (1) 産業廃棄物処分場税の課税の対象となる産業廃棄物の最終処分場への搬入の期間を、平成25年3月31日までとする。
- (2) 狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者の登録に係る狩猟税の税率は、次のとおりとする。
- ア 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 11,000円
- イ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- (3) 狩猟税の証紙徴収の手続において、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができることとする。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする(1)を除き、公布の日とする。
- (5) 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 温泉法の一部が改正され、温泉の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、知事に申請して、その承認を得ることにより、合併、相続等の場合における地位の承継等ができることとされた。
- (2) (1)に伴い、温泉の掘削等の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の事務について手数料を徴収することとする。

##### 2 条例の概要

- (1) 土地の掘削等の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の事務について、次のとおり手数料を徴収する。

区分	単位	金額
土地の掘削の許可に係るもの	1件につき	7,400円
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可に係るもの	1件につき	7,400円
温泉の利用の許可に係るもの	1件につき	7,400円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年10月20日とする。

#### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

都市計画法の一部が改正され、国、都道府県等が行う開発行為等も許可を要することとされ、当該許可の特例としての協議制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の許可に係る国、都道府県等との協議の事務を当該許可の事務を既に移譲している市及び町に移譲する。
  - ア 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可
  - イ 市街化調整区域のうち開発行為の許可を受けた土地以外の土地における建築物の新築等の許可
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年11月30日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県特別医療費助成制度について、今後も安定した持続可能な制度とするため、当該制度の対象となる障害者に対しても所得に応じ、一部負担を求めることとする。
- (2) 少子化対策及び子育て支援の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小児に係る助成対象を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 低所得者に対する入院時の食事療養に係る費用の助成を廃止する。
- (2) 医療費の助成の範囲を次のとおり見直す。
  - ア 次の表に定める基準額以上の所得のある障害者及び65歳以上75歳未満の障害者で、後期高齢者医療制度の被保険者の認定を受けるための手続を行わない者については、助成の対象外とする。

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がいな いとき	1,595,000円
扶養親族等の数が 1人のとき	1,975,000円
扶養親族等の数が 2人のとき	2,355,000円
扶養親族等の数が 3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

イ 次に掲げる障害者（自立支援医療未申請者を除く。）については、被保険者等負担金の助成に要する経費の2分の1に相当する経費の全額を助成する。

- (ア) 市町村民税世帯非課税者
- (イ) 境界層該当者

ウ ア及びイに掲げる者以外の障害者については、1保険医療機関ごとに被保険者等負担金の助成に要する経費から総医療費の1割に相当する額（当該額が次の表の月額負担上限額を超える場合にあっては、当該月額負担上限額とする。この場合において医療を受ける者が自立支援医療の高額治療継続者に該当するときは、その該当する自立支援医療の種類（育成医療、更生医療及び精神通院医療）に係るものの一部負担金の額は、0円とする。）を控除した額の2分の1に相当する額を助成する。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
(ア) 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
(イ) (ア)以外の者	10,000円	2,000円

エ 特定疾病、ひとり親家庭及び小児のうち、低所得者世帯については、同一の月に同一の保険医療機関において16日以上入院をしたときは、16日目以降の入院に係る一部負担金の額は、0円とする。

オ 小児の通院に係る助成対象年齢を5歳未満から小学校就学前までに拡大する。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例の廃止について

1 条例の廃止理由

都市計画法の一部が改正され、市街化調整区域における開発行為に係る許可基準のうち、開発区域の面積が一定の面積を下らないこと等を要件とするものが廃止されたことに伴い、当該一定の面積を定めた都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例（以下「条例」という。）を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成19年11月30日とする。

# 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第69号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整</u>）</p> <p>第6条 <u>育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>（<u>育児休業をした職員の退職手当の取扱い</u>）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（<u>職務復帰後における給与等の取扱い</u>）</p> <p>第6条 <u>育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u></p> <p>第7条 略</p>

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年8月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 新条例第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 平成19年8月1日前から引き続き育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第70号**

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)、<u>中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。)</u>、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。)</u>及び<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。)</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>同意集積区域における不動産取得税の課税免除</u>)</p> <p>第4条 <u>企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域内において、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)</u>から起算して5年以内に、<u>企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)、<u>中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。)</u>及び<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。)</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>

地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下この条において「企業立地促進法省令」という。）第3条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

（中心市街地における不動産取得税の不均一課税）  
第5条 略

（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）  
第6条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

（課税免除の届出等）

第7条 略

2 略

3 第4条の規定により不動産取得税の課税を受けないこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した

（中心市街地における不動産取得税の不均一課税）  
第4条 略

（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）

第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

（課税免除の届出等）

第6条 略

2 略



届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 家屋又はその敷地である土地の所在地、取得価額及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

4 知事は、前3項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条及び第6条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条及び第6条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条、第3条第1項若しくは第4条の規定により課税を受けないこととなる額又は第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条若しくは第3条第1項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

<p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等)                  第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条又は第8条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。</p> <p>(委任)                  第13条 略</p>	<p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等)                  第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。</p> <p>(委任)                  第12条 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
 第2条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条及び第7条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)                  第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)                  第6条 <u>対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)</u>で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、<u>対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)</u>に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2. <u>前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業及び鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号アに定める業種をいう。</u></p> <p>(1) 製造業                  (2) ソフトウェア業                  (3) デザイン業                  (4) 機械設計業                  (5) 自然科学研究所</p>

<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、<u>延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日</u>、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、<u>延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日</u></p> <p>2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条及び第6条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</p> <p>(3) <u>第5条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は<u>延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限</u></p> <p>2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条及び第6条に規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地</p> <p>(3) <u>対象家屋の取得価額</u></p> <p>(4) <u>対象家屋又は対象土地の取得年月日</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則第2項中「改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条」を「改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第71号

### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（狩猟税の税率）</p> <p>第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族（以下この条において「<u>控除対象配偶者等</u>」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、<u>控除対象配偶者等</u>に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>（5） 略</p> <p><u>2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者等に該当する場合にあっては、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3</u></p>	<p>（狩猟税の税率）</p> <p>第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、<u>法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）</u>以外の者 5,500円</p> <p>（5） 略</p>

<p>号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 11,000円</p> <p>(2) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>3 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に同項の規定による証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、同項に規定する鳥取県収入証紙の関係書類へのはり付けに代えることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により出納員の管理する口座に現金が振り込まれたときは、第1項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>4 第1項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成25年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成20年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正後の鳥取県税条例第211条第2項に規定する出納員の管理する口座に振り込まれた現金(県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が狩猟税を納付する目的で振り込んだものに限る。)は、同項の規定により振り込まれた現金とみなす。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第72号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（93） 略</p> <p><u>（93の2） 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円</u></p> <p>（94） 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円</p> <p><u>（94の2） 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項で準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円</u></p> <p>（95） 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円</p> <p><u>（95の2） 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円</u></p> <p><u>（95の3） 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録 1件につき42,000円</u></p> <p>（96）～（326） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（93） 略</p> <p>（94） 温泉法第9条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円</p> <p>（95） 温泉法第13条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円</p> <p><u>（95の2） 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録 1件につき42,000円</u></p> <p>（96）～（326） 略</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第73号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1～41 略		1～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町
(1) 略		(1) 略	
(2) <u>第34条第13号の規定による届出の受理</u>		(2) <u>第34条第9号の規定による届出の受理</u>	
(3) <u>第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議</u>		(3) 略	
(4) 略		(4) 略	
(5) 略		(5) 略	
(6) 略		(6) 略	
(7) 略		(7) 略	
(8) 略		(8) 略	
(9) 略		(9) 略	
(10) 略		(10) 略	
(11) 略		(11) 略	
(12) 略		(12) 略	
(13) 略		(13) 略	
(14) 略		(14) 略	
(15) 略		(15) 略	
(16) 略			
(17) <u>第43条第3項の規定による</u>			



<u>国の機関又は都道府県等との協 議</u> <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略 <u>(20)</u> 略 <u>(21)</u> 略		<u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略	
43～48 略		43～48 略	

## 附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第74号**

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号及び別表の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、号及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号及び別表の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u></p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。<u>以下この項において「社会保険各法等」という。</u>）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、<u>国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。</u>）をいう。</p> <p>（助成）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） <u>別表第1号から第3号までに掲げる者のう</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>老人保健法（昭和57年法律第80号）</u></p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び<u>所得が低額であることその他の事情を斟酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除く。</u>）をいう。</p> <p>（助成）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p>

ち、次のいずれかに該当する者（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額

ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）

イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあっては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書）を福祉事務所長より交付された者をいう。）

(2) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）

ア 市町村民税世帯非課税者以外の者（境界層該当者及び自立支援医療未申請者を除く。）

イ 自立支援医療未申請者

(3) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の

(1) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の

額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）

額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額（以下この号において「補助限度額」という。）を超えるときは、補助限度額）

(2) 前号に規定する者以外の者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額

3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあっては同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあっては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき健康保険法第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項及び第5項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあっては、当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

4 第2項第3号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。）保険医療機関ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合

3 前項第1号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 老人保健法第17条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。）同法第25条第3項に規定する保険医療機関等（薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。）ごとに1日につき530円

(2) 老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

4 医療を受ける者（老人保健法第17条第1項第5号

<p>における当該各号に定める給付に係る第2項第3号の一部負担金の額は、0円とする。</p> <p>(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回目以降の同号に掲げる給付</p> <p>(2) 所得が低額であることその他の事情を斟酌して規則で定める者(第7項の規定の適用を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において前項第2号に掲げる給付を16日以上受けたとき 16日目以降の同号に掲げる給付</p> <p>6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円(同令第42条第6項第2号に該当する者にあつては、2万円)を上限とする。</p>	<p>に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関等において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けるときは、同号の規定にかかわらず、5回目以降の同号の給付に係る同号の一部負担金の額は、0円とする。</p> <p>5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。</p>
<p>7 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢</p>	<p>6 医療を受ける者(次項の規定の適用を受ける者を除く。)の属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において受けた第3項第2号に掲げる給付に係る同号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、3万5千4百円を上限とする。</p> <p>(1) 当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)</p> <p>(2) 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者であつて規則で定めるもの</p>
<p>7 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支</p>	<p>7 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支</p>

福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者に該当する場合には、第4項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。

8 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関から受けた給付にあっては、健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。）を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第3項（健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

別表（第3条関係）

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、次に掲げるもの

ア 前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たない者

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,595,000円
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円
扶養親族等の数が	2,355,000円

給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当する場合には、第3項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに1日につき500円とする。

8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関等から受けた給付について老人保健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項（第3項第1号の給付に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

別表（第3条関係）

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者

2人のとき	
扶養親族等の数が 3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等 のうち2人を除いた扶養親 族等1人につき380,000円 を加算した額

イ アに掲げるもののうち、65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定を受けるための手続を行った者

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者であつて、前号ア又はイに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者であつて、第1号ア又はイに該当するもの
- (4) 略
- (5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者
- (4) 略
- (5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（5歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において医療に係る医療費の助成を受けている者であつて、施行日以後も引き続き当該医療に係る医療費の助成を受けることができるもの（新条例別表第1号から第3号までのいずれかに該当する者に限

る。)及び施行日から平成20年6月30日までの間に新たに医療に係る医療費の助成を受けようとする者(新条例別表第1号から第3号までのいずれかに該当する者に限る。)に係る新条例による助成については、施行日から平成21年6月30日までの間に限り、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成19年度」と、別表第1号ア中「前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得)」とあるのは「平成18年の所得」とする。



都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第75号**

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例（平成15年鳥取県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。